公　示　送　達　書

日 税 第 3219 号

令和８年 11 月４日

日田市長　椋野　美智子

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の２の規定に基づき、下記のとおり公示送達する。

次の書類は、当市税務課に保管してありますから来所の上、これを受領してください。

なお、地方税法第 20 条の２第３項の規定により、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類	備考
江藤　蒼汰	国民健康保険法第７８条に準用する 地方税法第２０条に規定する書類	

公示期間
8年11月4日より
8年11月11日まで
日田市